

第2回

田空わがまち自慢

ASO田園空間博物館では地域とタイアップして散策イベントを随時開催しています。活発に活動されている団体の取り組みを紹介する「田空わがまち自慢」。第2回目は、「手野名水会」の皆さんにお話を伺いました。



「手野名水会」と「おふくろ会」の皆さん。

「たくさんの人達に伝えていきたい」

平成17年、手野地区にあるカエルに似た石「わ

くど石」周辺の整備をきっかけに手野に住む有志7名で活動を開始しました。当初は、まだ知名度の低かった手野の名水をもっとたくさんの方々に紹介したいという想いから、手野地域にしかないものを活かしながら、活動を続けました。

次第に地域全体の理解も深まり、平成17年4月に地元グループ「手野名水会」を立ち上げ、翌年にASO田園空間博物館の散策イベント「阿蘇



きっかけとなった「わくど石」。

市をさるこう！」の案内人としても活動を開始し、阿蘇市内外のお客様をご案内しています。

平成20年には、手野名水会の女性達で「おふくろ会」を立ち上げ、この2つが連携していくことで、地域の団結力が一層深まりました。また、「手野名水会」ジャンパーを作り、より連帯感をもって手野地域を盛り上げていこうとしています。

手野の豊かな水を活かして

これまでASO田園空間博物館と共に年2〜4回のイベントを実施しています。このほか、サテライト活動として、平成17年から毎年、国造神社周辺の草刈り（年5回）、花植え活動（チューリップ、アジサイ、コスモスなど年2〜3回）、手野公民館に飾る門松作りなどを行なっています。

また、手野の名水をPRしたいという想いから、地域の協力を得て、平成21年に地域

国造神社の清掃活動。



の一角に水車を作りました。この水車は手野を訪れた方々に大変喜ばれています。

平成22年2月には田空活動の中でサテライトを活かしたイベント実施等で、最も優秀な活動を展開したとして「阿蘇づくり大賞」を受賞しました。

手野の名水が育むおもてなし

毎年、国造神社、手野の名水を中心に、手野を満喫できる散策イベントを開催しています。特に夏に開催

ボーイスカウト

阿蘇第1団の仲間を募集!

ボーイスカウト阿蘇第1団発団の仲間を募集しています。ボーイスカウト活動に興味があるお友達、またはご両親は、お気軽に阿蘇第1団にお問い合わせください。「ボーイ」スカウトと銘を打っていますが、男女問わず入団出来ます。



大自然を相手に野外活動を重視したプログラムで、創意工夫をしながら隊活動を行いますので、ボーイスカウトに掛かる費用は塾や習い事などよりはるかに安く済むと思います。指導者は無報酬です。

ボーイスカウトは「ちかい」と「おきて」を基本にしています。また、物を大切にせず無駄にしない事を理念にしています。活動は土・日曜の数時間を利用して（月2～3回）、野外活動を中心に成人指導者の下で、組や班の仲間達と遊び、学び、その年代に合った役に立つ訓練をします。

ボーイスカウト日本連盟は、活動を通して一人でも多くの青少年がこの運動に参加する事によって強健な身体、立派な品性、人生に役に立つ技能、奉仕の精神といった良い社会人としての資質を養い、幸福な人生をおくれる様な人間に成長する事を願っています。

●阿蘇第1団の指導者（リーダー）募集!

ボーイスカウト活動に興味をお持ちの20歳以上の方で（男女は問いません）阿蘇市近郊にお住まいの方が対象です。

ボーイスカウトにおける指導者は仕事等の余暇を利用して奉仕（ボランティア）です。給与や報酬は一切ありませんのでご了承下さい。指導者として（隊長・副長）就任していただく際は、一定の講習や研修が有ります。講習や研修はボーイスカウト阿蘇第1団が熊本県連盟や日本連盟の指導のもとに行います。

阿蘇第1団は、郷土度を愛し、友を思いやり、家族に感謝をし、物を大切にするそんな子ども達を皆さんと共に育てていきたいと思っていますのでご協力をお願いします。

●申込み・問い合わせ

ボーイスカウト阿蘇第1団事務局（岡本）
☎090 - 5922 - 2332
メール：okamoto@s5.kcn-tv.ne.jp

田空では、楽しいイベントを開催中です！
詳しくはwebで！ <http://www.aso-denku.jp/>

「手野の名水」を多くの人たちに。

手野名水会

手野の名水を活かした流しそうめんは、大変好評です。



流しそうめんを使う箸や茶碗は、地元のは、地元の竹を加工して作るなど趣向を凝らしています。また、豊かな水で育ったおいしい野菜も手野の魅力

する散策イベントは、この季節にしか味わえない、手野の名水を活かした流しそうめんを昼食としたおもてなしをします。



名水で育った野菜の数々。

の一つで、野菜料理の振る舞いや販売を行い、参加者には名水の里手野ならではのたくさん思い出を作ってもらい、何度でも手野に来てもらえる様、いろいろな工夫をしています。

「これからの想い」

「手野名水会」の活動をきっかけに、手野が明るく活気ある地域になってきているので、今後も継続して活動を行っていききたいと思っています。

また、手野の名水、国造神社を阿蘇市外の方々に、もっと紹介していきたいというメンバーの想いが、徐々に地域全体の想いとなってきています。今まで以上にアイデアを出し合い、一人でも多くの人に知っていただければ、地域で協力し手野全体を盛上げていきたいと思っています。

2月18日から申告が始まります！お忘れなく！！

●税務課 ☎22-3148 ☎55-3148

平成24年分市県民税・国民健康保険税の申告が2月18日頃から始まります。詳しくは、後日お知らせします日程表をご確認いただき、必要な書類を持参の上、申告してください。

◆申告をしなければならぬ方

- ▼平成25年1月1日現在、阿蘇市に住所がある方で次に該当する方
- ▼営業、農業などの事業収入や不動産収入がある方
- ▼国民健康保険に加入されている方
- ▼給与所得が2ヶ所以上あり年末調整をされなかった方
- ▼報酬、料金、契約金及び賞金等の支払を受けた方
- ▼医療費控除等の所得控除を受ける方

- ▼肉用牛の売却による農業所得の課税の特例を受ける方
- ▼家内労働者等の事業所得等（保険外交員など）の所得計算の特例を受ける方
- ▼住宅ローン税額控除を受ける方 など

◆申告をしなかった場合は

- ▼所得証明書などの交付ができません。
 - ▼国民健康保険税の軽減措置が受けられません。
 - ▼その他市営住宅家賃や保育料の算定などに支障をきたす場合があります。
- ◆事業主の皆さまへ**
平成24年中に給与、賃金などを支払った場合は、「給与所得の源泉徴収票」を作成し、すべての受給者に交付することになっています。

また、「給与支払報告書」は、職業形態、支払い金額にかかわらず受給者の平成25年1月1日現在で住所のある市町村に、平成25年1月31日困までに提出してください。



◆身体の不自由な方や高齢者の方へ

期間中、申告においていたゞくことが困難な場合は、必ず連絡をしてください。

平成24年分から適用される 主な税制改正の内容は??

【生命保険料控除の改組】

平成24年1月1日以後に締結した保険契約等に係る保険料と平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に係る保険料では、生命保険料控除の取扱いが変更されています。(以下のとおり)

(適用限度額 12万円)			
【新契約】	一般生命保険料控除 4万円 (遺族保障等)	介護医療保険料控除 4万円 (介護保障、医療保障)	個人年金保険料控除 4万円 (老後保障)
  [新契約と旧契約の両方について控除の適用を受ける場合は4万円を限度] 		
【旧契約】	一般生命保険料控除 5万円 (遺族保障、介護保障、医療保障等)	個人年金保険料控除 5万円 (老後保障)	

市民の皆さまへ、大事なお知らせや制度などを紹介するコーナーです。お問い合わせは各担当課までお気軽にどうぞ。(☎はお知らせ端末の番号)

九州北部豪雨により被害を受けられた方へ

雑損控除による 住民税の軽減

九州北部豪雨により、住宅、家財及び自動車（事業用除く）に被害を受けられた方は、雑損控除の申告を行うことにより、住民税の軽減を受けられる場合があります。

なお、雑損失の繰越（平成24年分から引ききれない控除額を平成25年分以降3年間の各年分の所得から差し引く）の適用を受けるためには、平成24年分の所得の有無・金額にかかわらず、平成25年3月15日までに確定申告（または住民税申告）が必要となります。

また、損失の金額のうちに、災害に関連する支出がある場合には、領収書を申告書に添付するか、申告書の提出の際に提示しなければなりません。

九州北部豪雨に係る 市民税等の減免申請

税務課では、九州北部豪雨に係る市民税及び国民健康保険税の減免申請を受け付けています。損害額や補てんされるべき金額がお分かりになりましたら、お早めに申請して下さい。

●住宅又は家財の損害

住宅又は家財に10分の3以上の損害を受けた方。

●農作物の損害

農作物に損害を受けた方は、過去3年間における平均収入額（作物毎）、作物の減収率（又は、実際の損害額）、補てんされるべき金額（農作物共済等）により、損害割合が10分の3以上であること。

●問い合わせ

税務課 市民税係
☎ 22・3148

ご自身の固定資産、把握をされていますか？

固定資産税（土地・家屋・償却資産）は、1月1日現在、所有者として登記（登録）されている方に課税されます。しかしながら、家屋の滅失もれや未登記家屋の所有権移転などについては、適正に把握することが困難なため、課税誤りや課税もれとなっている可能性があります。

税務課または各支所にて『名寄帳証明書』を取得されるか、毎年5月に送付する『固定資産税納税通知書』の課税明細書をご覧になり、ご自身の固定資産との照合をお願いします。

また、平成24年中において次に該当する物件がございましたら、お手数ですが税務課資産税係までご連絡下さい。

- ▼家屋の新築、増築、取り壊し
- ▼未登記家屋の売買、贈与等による所有権移転
- ▼家屋の用途変更（住宅から店舗への変更など）
- ▼土地の利用状況の変更（地目の変更など）

償却資産の申告

会社や個人で事業（製造業・農業・サービス業・建設業等）を行っている人で、平成25年1月1日現在、阿蘇市内に償却資産を所有している方は、地方税法の規定により、その所有状況を1月31日までに申告していただく必要があります。

●申告方法

12月下旬に郵送しました『償却資産申告書』に、所有している資産をご記入のうえ、期限までに提出してください。

※新規に事業を開始された方や、償却資産を所有されていて申告書が郵送されなかった方は、税務課資産税係までご連絡ください。

●提出期限および提出先

- ▼提出期限 1月31日 困
- ▼提出先 税務課資産税係または各支所 市民係

償却資産とは？

土地・家屋以外の事業の用に供することができる資産で、**構築物、機械及び装置、車両及び運搬具、工具器具及び備品**があり、資産の多少に関わらず申告が必要です。